

特記仕様書

委託業務名称	市内一円舗装復旧・側溝改良検討業務委託
委託業務場所	長岡京市河陽が丘2丁目他 地内
履行期間	契約日の翌日～令和9年3月31日

第1条（適用範囲）

本業務委託にあたっては、「長岡京市土木設計業務共通仕様書[令和3年4月改訂]」第1条に準拠するものの他、「土木設計業務等共通仕様書(案)[令和3年3月]」（京都府）（以下「設計共通仕様書」という。）によるものとする。重複する項目については、本仕様書が優先する。

第2条（業務の目的）

業務対象地区において適正な道路空間を確保する方針決定のため、実施済の路面性状調査結果や本業務で行う道路現地踏査を踏まえて路線評価を行うとともに、路線及びエリア単位で舗装復旧・側溝改良工事の優先順位を決定する検討業務を行うことを目的とする。

また、今後の事業展開を見据えて、対象事業の概算詳細設計費用および概算工事費用の算出も併せて行う。

第3条（業務対象）

河陽が丘2丁目、高台西、高台2～4丁目、泉が丘地内の4地区の路線（計10.1km）を対象とする。

第4条（業務内容）

受注者は、本業務において以下の作業を実施するものとする。

1. 設計計画

業務着手にあたり、業務内容及び現況状態を十分に把握し、業務を実施するための基本方針、業務概要、業務工程、貸与資料の内容、調査・評価方針等を検討したうえで設計計画を作成するものとする。

2. 現地踏査

現地目視調査により、対象地区内の側溝の現況を把握するものとする。調査では、側溝の劣化状況（ひび割れ、ガタツキ、段差など）、および構造形式（開渠か否か等）を確認すること。

3. 優先順位検討

以下の「路線評価」および「優先順位の決定」を行うこと。

(1) 路線評価

以下の要素を踏まえて路線の評価を行う。

- ・要素1：舗装状況（路面性状調査結果および過去10年間の舗装履歴に基づく評価）
- ・要素2：側溝状況（目視劣化状況、構造形式を含めた評価）

(2) 優先順位の決定

路線評価結果をもとに、以下の内容を踏まえた対象地区の整備方針を決定する。

- ・整備パターンの検討（「側溝改良＋舗装復旧」のセット施工、「舗装復旧のみ」などのパターンを路線ごとに提案すること）
- ・地区・路線ごとの優先順位付け

4. 概算工事費算出

以下の費用を地区ごとに算出すること。

- ・概算詳細設計費
- ・概算工事費

5. 照査

業務の各段階および成果品とりまとめ時において、十分な社内照査を実施すること。

6. 報告書作成

本業務における諸検討の結果を「業務報告書」としてとりまとめること。報告書には、以下の内容を含めるものとする。

- ・業務の概要および方針
- ・現地踏査の結果
- ・路線評価の根拠および結果
- ・優先順位の検討内容および決定事項
- ・概算詳細設計費および概算工事費
- ・その他必要事項

7. 打合せ等

着手時、中間打合せ（1回）、成果品納入時の計3回の打合せを実施する。ただし、発注者が必要と判明した場合には、適宜実施するものとし、業務着手時または業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第5条（貸与資料）

本業務の実施においては下記資料の他、発注者が貸与して差し支えないと判断したものを受注者へ提供する。

- ・令和7年度 路面性状調査業務資料
- ・過去10年間の舗装履歴データ
- ・管内図・路線図等の図面データ

第6条（成果品）

本業務の成果品として次の通り提出するものとする。

- ・報告書（A4版、ファイル綴じ製本）2部
- ・報告書の電子データ媒体（CD-R、ラベル印刷）2部

第7条（その他）

本委託の目的達成に必要な事項は、設計条件及び仕様書等に明記又は監督員の指示がなくても受託者の負担と責任において実施するものとする。

設計業務完了（契約期間の満了）後において、本委託の計画に関して瑕疵があった場合は、責任を持って対応すること。

本業務及び本特記仕様書等に関して疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議すること。その他、双方協議の上、監督員の指示に従うこと。